

最高裁総訟第41号

令和6年1月25日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所大法廷首席書記官 定 久 朋 宏

事件記録等の特別保存に関する規則の運用について（指示）

標記の運用について下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

1 通達の準用

令和6年1月10日付け最高裁総三第392号事務総長通達「事件記録等の特別保存に関する規則の運用について」（以下「運用通達」という。）の定め（記3及び記6から記9までの定めを除く。）は、その性質に反しない限り、最高裁判所における事件記録、事件書類及び少年調査記録の特別保存に関する事務について準用する。この場合において、運用通達中「記録係等」とあるのは「記録係等（最高裁判所第二訟廷事務室記録保存係を含む。）」と、運用通達記2の(1)ウ中「事件担当部（当該事件を担当した本庁、支部、出張所又は簡易裁判所の部署を指す。以下同じ。）」とあるのは「事件担当部（当該事件を担当した最高裁判所の各法廷。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

2 事件記録及び事件書類に関する運用通達記2の(1)イの基準（日刊紙2紙掲載）

及び運用通達記2の(1)ウの基準（事件担当部申出）による認定プロセス

(1) 下級審において特別保存予定となっていない事件の事務処理は、以下のとおりとする。ただし、当審が第一審となる事件については、イ(ウ)、ウ(ウ)及びエ、エ並びにオの処理を除く。

ア 事件担当部（当該事件を担当した最高裁判所の各法廷）の当該事件を担当する裁判所書記官（以下「担当書記官」という。）は、広報課から提供される当審の事件終局に関する記事を確認し、運用通達記2の(1)イの基準（日刊紙2紙掲載）に該当する場合には、運用通達別紙様式第2-1の特別保存経過確認票（以下「確認票」という。）を作成して所要事項を記載し、裁判書の原本（当審が第一審となる事件の場合は、事件記録。イ(エ)及びウ(イ)において同じ。）を記録保存係に引き継ぐ際に、又は引き継いだ後に、同係に送付する。

イ 担当書記官は、当審の事件終局時における運用通達記2の(1)ウの申出（以下「事件担当部申出」という。）を行うか否かの検討結果に従い、次の(ア)から(エ)までの処理を行う。

(ア) 検討の結果（事件担当部申出の有無）を当審事件記録の表紙の余白に記載する。

(イ) 事件担当部申出を行う場合には、運用通達別紙様式第3の申出書を作成し、裁判長の確認を受ける。

(ウ) 申出書写しを作成し、事件記録の末尾に編てつする。

(エ) 確認票を作成して所要事項を記載し、裁判書の原本を記録保存係に引き継ぐ際に、又は引き継いだ後に、申出書とともに同係に送付する。

ウ 記録保存係は、担当書記官から確認票又は申出書の送付を受けた事件について、次の(ア)から(エ)までの処理を行う。

(ア) 別紙の特別保存対象事件リスト（以下「リスト」という。）に当該事件の情報を入力し、特別保存の認定までの進捗を管理する。

(イ) 運用通達別紙様式第1-1の特別保存記録等保存票（以下「保存票」という。）を作成し、長官により当該裁判書の原本を特別保存に付する認定を得る。

(ウ) 原審の記録係等（運用通達記4(1)に定める記録係等）に対し、確認票の

写しを送付して当審裁判書の原本が特別保存に付されたことを連絡する。

(エ) 認定日等を記入した確認票の写しを担当書記官及び民事事件係又は刑事事件係（以下「事件係」という。）に送付する。

エ 担当書記官は、ウ(エ)の送付を受けた後、次の(ア)から(ウ)までの処理を行う。

(ア) 確認票写しを事件記録の末尾に編てつする。

(イ) 当審事件記録の表紙の余白に「裁判書原本を特別保存」と朱書する。

(ウ) 記録送付書に、アの場合は「特別保存予定（2紙掲載）」、事件記録に確認票写し添付」と、イ(イ)の場合は「特別保存予定（事件担当部申出）」、事件記録に確認票写し及び申出書写し添付」と記載し、返還する事件記録とともに事件係に引き継ぐ。

オ 事件係は、事件記録を返還する前に、エの処理がされていることを確認するほか、事件担当部申出があった場合には、申出書写しが事件記録の末尾に編てつされていることを確認する。

(2) 下級審において特別保存予定となっている事件の事務処理は、以下のとおりとする。

ア 事件係は、下級審から事件記録の送付を受けた際に、記録送付書及び記録表紙の記載によって、当該事件記録が特別保存の予定であること又は当該事件に係る裁判書原本が特別保存の認定を受けていることを把握した場合には、次の(ア)及び(イ)の処理を行う。

(ア) 事件簿又は事件管理システムの備考欄に「特別保存予定」と記載又は入力する。

(イ) 当該事件に関する事件番号等の情報を記録保存係に連絡する。

イ 記録保存係は、ア(イ)の情報をリストに入力し、特別保存の認定までの進捗を管理する。

ウ 担当書記官は、事件終局時に、確認票を作成して所要事項を記載し、裁判書の原本を記録保存係に引き継ぐ際に、又は引き継いだ後に、同係に送付す

る。

エ 記録保存係は、確認票の送付を受けた事件について、次の(ア)から(ウ)までの

処理を行う。

(ア) イで入力したリストの情報と照合する。

(イ) 保存票を作成し、長官により当該裁判書の原本を特別保存に付する認定を得る。

(ウ) 担当書記官に対し、当該事件の裁判書の原本が特別保存に付されたことを連絡する。

オ 担当書記官は、エ(ウ)の連絡を受けた後、次の(ア)及び(イ)の処理を行う。

(ア) 当審事件記録の表紙の余白に「裁判書原本を特別保存」と朱書する。

(イ) 記録送付書に「裁判書原本を特別保存」と記載し、返還する事件記録とともに事件係に引き継ぐ。

カ 事件係は、事件記録を返還する前に、オの処理がされていることを確認する。

3 少年調査記録に関する運用通達記2の(1)イの基準（日刊紙2紙掲載）及び運用

通達記2の(1)ウの基準（事件担当部申出）による認定プロセス

下級審において特別保存予定となっていない事件の事務処理は、以下のとおりとする。

(1) 担当書記官は、広報課から提供される当審の事件終局に関する記事を確認し、運用通達記2の(1)イの基準（日刊紙2紙掲載）に該当する事件について、次のアからウまでの処理を行う。

ア 少年調査記録の表紙の余白に「特別保存予定（2紙掲載）」と朱書し、同表紙の特別保存に付する認定を行う原因となるべき事件の事件番号の右に~~特~~と朱書する。

イ 運用通達別紙様式第2-2の特別保存経過確認票（少年調査記録）（以下「確認票（調査記録）」という。）を作成して所要事項を記載し、少年調査

記録の末尾に編てつする。

ウ 事件が終局し、少年調査記録を返還する際には、記録送付書に「少年調査記録につき特別保存予定（2紙掲載）、少年調査記録に確認票添付」と記載する。

(2) 担当書記官は、当審の事件終局時における運用通達記2の(1)ウの申出を行うか否かの検討結果に従い、次のアからオまでの処理を行う。

ア 検討の結果（申出の有無）を少年調査記録の表紙の余白に記載する。

イ 事件担当部申出を行う場合には、運用通達別紙様式第3の申出書を作成し、裁判長の確認を受けた後、少年調査記録の末尾に編てつする。

ウ 少年調査記録の表紙の余白に「特別保存予定（事件担当部申出）」と朱書し、同表紙の特別保存に付する認定を行う原因となるべき事件の事件番号の右にⒶと朱書する。

エ 確認票（調査記録）を作成して所要事項を記載し、少年調査記録の末尾に編てつする。

オ 事件が終局し、少年調査記録を返還する際には、記録送付書に「少年調査記録につき特別保存予定（事件担当部申出）、少年調査記録に確認票及び申出書添付」と記載した上で、事件係に引き継ぐ。

(3) 事件係は、少年調査記録を返還する前に、(2)オの処理がされていることを確認する。

4 その他

この指示に定めるもののほか、特別保存に関する事務について必要な事項は、訟廷首席書記官が指示する。

付 記

この指示は、令和6年1月30日から実施する。

(別紙)

特別保存対象事件リスト

整理番号	事件番号			事件名	通称等	担当法廷	他の審級で特別保存予定・候補となった	判例集 裁判集 掲載	主要日刊紙掲載状況								担当部 申出	要望	裁判官等 引継	特別保存 認定日 (※)	総務局へ の報告		
	年	符号	番号						朝日	掲載日	読売	掲載日	毎日	掲載日	日経	掲載日	2紙以上						
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							
16																							
17																							
18																							
19																							
20																							

※特別保存に付さなかった場合は斜線を引く。